

文化財保護法の一部を改正する法律要綱

- 一 重要有形民俗文化財の輸出について許可を要するものとする。 (第五十六条の十三の二関係)
- 二 許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者の罰則を定めること。 (第百六条の二関係)
- 三 この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。 (附則関係)